

専門科目

営業・特殊

令和7年度補償業務管理士検定試験問題

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

試験開始時刻前に、開いてはいけません。

(注意) この試験問題の解答は、電子計算機で処理しますので、以下の解答作成要領をよく読んで、別紙の解答用紙に記入してください。

解答作成要領

1. 配布される書類

配布される書類は、「試験問題（この印刷物）1部」及び「解答用紙1枚」です。もし、配布に間違いがあったら、すぐ手をあげて、係員に知らせてください。

2. 試験問題

- (1) 試験問題は、表紙も含めて22頁（問題数は、40問）を1部につづったものです。試験開始後、試験問題を開いて、紙数が足りないもの、印刷がはっきりしないもの等があったら、手をあげて、係員に知らせてください。
- (2) 試験問題は、試験開始後、退室が可能となる時間帯に退室される方と、試験終了まで試験室に在室した方に限り、持ち帰りを認めます。

3. 解答作成の時間

15時から17時までの2時間です。終了時間がきたら解答をやめ、係員の指示に従ってください。

4. 解答用紙の記入方法

- (1) 解答は、この問題には記入せず、必ず別紙の解答用紙（1枚）に記入してください。
- (2) 解答用紙には、受験地（該当する）（例） 甲野太郎が受験番号10137の場合

受験地名のマーク欄の ☐ 印を黒く塗り潰してください。)、氏名、受験番号〔5桁〕（算用数字で縦に記入し、該当数字の ☐ も黒く塗り潰してください。）を忘れずに記入してください。

氏名	甲 野 太 郎									
万の位	1	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
千の位	0	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
百の位	1	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
十の位	3	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
一の位	7	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐

(例)

問1	☒	☐	☐	☐
問2	☐	☒	☐	☐
問3	☐	☐	☒	☐
問4	☐	☐	☐	☒
問5	☐	☐	☒	☐

- (3) 解答用紙への記入は、必ず B 又は HB の黒鉛筆を用いて、濃く書いてください。ボールペン、インキ、色鉛筆等を使った場合は無効になります。

- (4) 解答用紙には、必要な文字、数字及び ☐ を黒く塗り潰す以外は一切記入しないでください。
- (5) 解答は、右上の例のように、各問題に対し、正しいと思う選択肢の番号一つを選び、その下の枠内を黒く塗り潰してください。これ以外の記入法は無効になります。
- (6) 解答は、各問について一つだけです。
二つ以上を黒く塗り潰した場合は、無効になります。
- (7) 解答を訂正する場合には、間違えた箇所を消しゴムで、跡が残らないように、きれいに消してください。消した跡が残ったり、 や  のような訂正は無効になります。

5. 退室について

- (1) 試験開始後、1 時間を経過するまでと試験終了前30分間は、退室が許されません。
- (2) 途中で退室する際は、試験問題、解答用紙及び受験票を全部係員に提出してください。そのとき各自の携行品を全部持って行き、解答用紙等を提出したら、そのまま静かに退室してください。退室後、再び試験場に入ることは許されません。

6. その他

- (1) 受験票は、机上の見やすいところに置いてください。
- (2) 受験中は、鉛筆（黒-B 又は HB）、消しゴム及び定規のみの使用に限ります。したがって、電卓等の計算機器類等の使用は一切できません。
- (3) 試験問題を写したり又は試験問題及び解答用紙を係員の許可なく持ち出してはいけません。
- (4) 試験問題の内容についての質問には応じられません。また、試験中は、受験者の間で話し合っ
てはいけません。
- (5) トイレなどのときは、手をあげて係員の指示を受けてください。なお、試験室内は禁煙です。
- (6) 受験に際し不正があった場合は、受験を停止されます。
- (7) この問題の表紙にも受験地、受験番号及び氏名を忘れずに記入してください。
- (8) 携帯電話の電源はお切りください。

※この試験問題の中で使用している主な法令、基準等の略称及び用語の定義については、各問題において特に記述している場合を除いて、以下のとおりとします。

- ・一般補償基準…公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）
- ・公共補償基準…公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）
- ・用対連基準……公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）
- ・用対連細則……公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会決定）
- ・共通仕様書……地方整備局用地関係業務請負基準準則の別記様式2「用地調査等業務共通仕様書（案）」

《営業補償・特殊補償概説》

問1 営業補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業補償で対象とする損失は、公共事業が施行されなかったら当然そこで継続されるであろう通常の営業活動により得ていた利益に関する損失である。
- 2 仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められる場合として「銀行、郵便局等公益性の強い事業でその営業活動を休止させることが社会的にみて妥当でないとき」があるが、営業を休止させてもその公益性が保たれ、法令や社会通念上も営業の休止が妥当であるときは、仮営業所設置に係る補償は要しない。
- 3 営業補償は、有形的、機能的及び法制的観点から検討された移転先及び移転方法に即した適切な営業上の損失を見積もり、補償総額での経済的観点からの検討を加え、最も合理的な補償をする必要がある。
- 4 営業休止の補償については、用対連細則に要件が定められており、当該要件のいずれかに該当する場合のほか、通常営業を一時休止することについて社会的妥当性があると認められる場合に行われる。

《簿記概説》

問2 簿記に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 商法上の商業帳簿とは、会計帳簿とその商業帳簿作成の基礎となる証票及びその営業に関する重要な資料（貸借対照表、損益計算書等）をいう。
- 2 簿記においては、現金、銀行預金、商品、固定資産、買掛金、借入金等の期末金額を計算し財政状態を明らかにする目的で損益計算書を作成する。
- 3 経済主体が扱う数値には、製品・商品の数量（重量、体積、容量、台数等）、作業時間、金銭等がある。一方、簿記で扱う数値は、事業の統一的な基準として金銭評価によることとなっている。
- 4 簿記においては、経済主体の責任を明確化・顕在化するため、主要な財務書類として貸借対照表と損益計算書を作成する。

問3 簿記の要素に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 負債は、企業が将来返済しなければならない借財である。具体的には、支払手形、買掛金、未払金、未払費用、借入金、預り金、社債等がある。
- 2 純資産は、大きく分けて資本（投資額）と利益の集積（利益剰余金）から構成されている。減資するときは、金銭で払い出しされるので、現金・預金の減少と資本の減少となる。
- 3 収益とは、純資産を増加させる営業活動の収入であり、費用とは、純資産を減収させる支出を言う。
- 4 資産の増加と収益の発生取引として、1月にA商會に売上げた150万円を掛けて計上した場合、仕訳は次のように処理をする
(借方) 売上高1,500,000 / (貸方) 売掛金1,500,000

問4 商品の販売に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 期末棚卸を計算する方法のうち、後入先出法は、最後に仕入れたものが最初に払い出されると仮定する方法である。新しい在庫が先に払い出されるため、在庫は古い仕入れ価格で評価されることから、一般的な計算法とされている。
- 2 商品の販売に関する処理方法のうち、売上原価対立法（二分法）は、商品の仕入の時に、商品勘定（資産）を用いて仕訳処理し、販売の時に、仕入した商品の原価（資産の減少）と商品売買益（収益の増加）を用いて処理する方法である。
- 3 商品の販売に関する処理方法のうち、三分法は、取引を繰越商品、仕入、売上の3つの勘定科目に分類し、①仕入れた商品を原価で仕入勘定に計上する、②売上は販売価格で売上勘定に計上する等の処理する方法である。
- 4 期末棚卸を計算する方法のうち、売価還元法は、取扱品種の多い小売業（スーパーマーケット、百貨店など）や卸売業などで、在庫の把握を売価により計算する方法である。

問5 企業会計原則に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 真実性の原則は、最高の規範であり、根本原則である。企業会計には、会計記録・測定の真実性、財務諸表の真実性等が要求される。
- 2 真実性を確保するためには、正確な帳簿作成することが必要であり、期末の貯蔵品の調査は、評価額がたとえ1円である貯蔵品についても細かく調査することが求められている。
- 3 減価償却については、会計帳簿には取得価額を付し、事業年度末には相当の償却をした後の価額を表示することにより真実性が保証される。相当の償却の計算では、自社が決定した耐用年数で計算した額を自社で相当と証明すれば、真実性が保証される。
- 4 分割返済の定めのある長期の債権・債務のうち、期限が1年以内に到来する部分は、必ず固定資産・固定負債から流動資産・流動負債へ振替えなければならない、これを遵守することが真実性の基準である。

問6 貸借対照表と損益計算書に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 資産、負債及び資本の記載について、金額が小さい場合は、他の科目と合わせて記載することも認められる。重要性の原則に基づき、金額が小さいから省略するのではなく、まとめて「その他流動資産」と表示することにより、貸借対照表の見やすさを優先する。
- 2 営業損益計算では、企業の営業活動から生ずる費用及び収益を記載して、営業利益又は営業損失を計算する。二つ以上の営業を目的とする企業にあっては、費用及び収益を主要な営業別に区分して記載する。
- 3 大きな団地造成について、後発的に公共施設の負担が予定されているが、当期の区画販売時には賦課されていない場合には、将来発生する費用を見積もって計上することが、費用収益対応の原則で認められている。
- 4 貸借対照表では、資産、負債及び資本は総額によって記載する。資産の項目と負債又は資本の項目とを相殺しないと、貸借対照表の総額が大きくなる場合は一部相殺し計上することが認められている。

問7 損益計算に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 費用及び収益は、総額によって記載しなければならず、費用の項目と収益の項目とを相殺（除去）して計上してはならない。
- 2 企業の経営成績を明らかにするために、1会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して、経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。
- 3 線状降水帯の被害により通常の営業活動による収入金額が減少したので、駐車場の土地を処分し利益を確保した場合は、損益計算書には、当該土地の譲渡金額を「その他の売上高」として経常損益の部に計上すればよい。
- 4 2月末決算法人は4月末までに決算整理をするが、3月に地震で甚大な損害を蒙った場合には、2月末決算には、その損害額を特別損失に含めて処理することはせず、重要な後発事象に関する「注記」として、その損害を記載する。

《営業調査の実務》

問8 営業補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 薬局の営業に関する許認可等の手続きを確認するためには、医療法（昭和23年法律第205号）及び関連する政省令、基準等の調査が重要である。
- 2 マージャン店の営業に関する許認可等の手続きを確認するためには、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）及び関連する政省令、基準等の調査が重要である。
- 3 美容院の営業に関する許認可等の手続きを確認するためには、理容師法（昭和23年法律第234号）及び関連する政省令、基準等の調査が重要である。
- 4 バス事業の営業に関する許認可等の手続きを確認するためには、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）及び関連する政省令、基準等の調査が重要である。

問9 営業補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 養豚場は、施設が法令等に適合していても、騒音、臭気等の発生が予想され周辺住民の反対運動により移転先の選定が困難であることから、「営業廃止の補償」となる場合が多い。
- 2 貸しボート業は、河川、公有水面等の代替水面を得たり、新たに公有水面等の占用許可を得ることは著しく困難であり、「営業廃止の補償」となる場合が多い。
- 3 旅館は、旅館業法等により、学校、病院等の特殊施設の敷地からの一定の距離以内の地域で当該施設環境が著しく害されるときは営業が禁止されるが、規制される地域以外では営業再開の可能性があることから比較的移転先の選択の幅が広く、「営業休止の補償」となる場合が多い。
- 4 公衆浴場は、公衆浴場法令等の規定により、公衆浴場間に一定の距離を必要とするが、移転先の選択の幅が広く、「営業休止の補償」となる場合が多い。

問10 営業調査に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

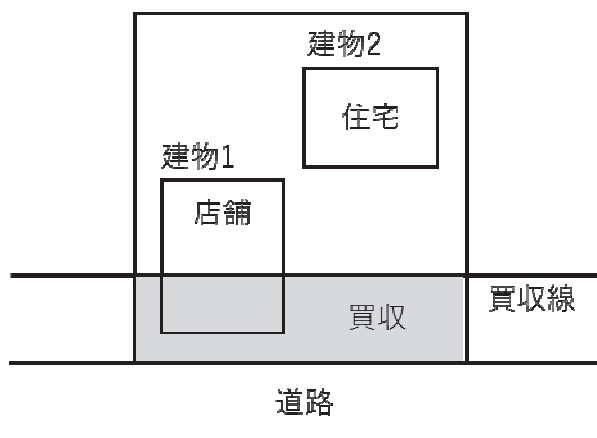
- 1 営業補償の調査における営業資料の収集は、被補償者から強制的に行うことはできず、あくまで被補償者からの協力が前提となる。
- 2 営業廃止の補償においては、商品、仕掛品、原材料等、流動資産の売却損の補償額を算定するため総勘定元帳を調査する。
- 3 所得税の確定申告における白色申告対象者は、収入金額にかかわらず総勘定元帳の記帳と保存が義務付けられていることから、これを調査した。
- 4 営業休止の補償の算定における収益及び経費に関する調査は、個人・法人に関わらず、原則として、税務署の受付印のある確定申告書の控（電子申告（e-Tax）の場合は受信通知を含む）を中心として調査する。

問11 下記の条件の企業に係る営業休止の補償額算定に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

【条件】

- ・当該企業は、本社工場以外にA工場を有している。
 - ・公共事業の支障となる物件は本社工場であり、構外再築工法（営業休止期間15日間）が認定されている。
 - ・本社工場とA工場は別の事業を行っていること、本社が休業してもA工場は営業継続が可能であることから、補償対象は本社工場のみである。
 - ・本社工場とA工場の売上高は、それぞれ実績値として分けて計算されている。
-
- 1 本社工場とA工場の売上原価における製造原価については、元帳及び補助簿を基に各工場の操業状況を確認し分離を行った。
 - 2 本社工場とA工場の売上原価における期首棚卸高及び期末棚卸高については、製造原価比率に基づき按分計算により分離を行った。
 - 3 本社工場とA工場の売上原価における製造原価の労務費については、損益計算書の計上額が給与台帳の計上額と異なるため、給与台帳の計上額に基づき分離を行った。
 - 4 本社工場とA工場の売上原価における製造原価の法定福利費については、労務費率に基づき按分計算により分離を行った。

問12 現道拡幅事業に伴い、下記の条件において移転工法を検討し、営業休止の補償の算定を行った場合、各移転工法案による補償額に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。



【条件】

- ・敷地面積：面積 480m^2
- ・残地面積：面積 330m^2
- ・建物1（木造平家建店舗）：床面積 130m^2
- ・建物2（木造平家建住宅）：床面積 100m^2
- ・土地、建物1及び建物2の所有者はA氏。
- ・業店舗はすし屋（A氏が経営。）

【移転工法案】

- a案：住宅はそのままとし、同種同等の店舗を残地において再築する案
- b案：住宅はそのままとし、店舗を構外移転とする案
- c案：住宅と店舗を残地において再築（2棟を1棟に集約）する案

- 1 得意先喪失の補償金額は、b案がa案よりも必ず高い。
- 2 得意先喪失の補償金額は、c案がb案よりも必ず安い。
- 3 営業休止の補償金額は、b案がc案よりも必ず安い。
- 4 営業休止の補償金額は、a案がc案よりも必ず安い。

問13 営業廃止の補償の要件に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 旧市街地で近隣の古くからの住民を顧客としている小規模の小売店が、移転先として代替地を旧市街地に求めることが見込まれない場合は、営業廃止の補償の対象となる。
- 2 火薬工場、廃棄物処理場等については、法令等に適合していても、騒音、臭気、振動等の発生が予想され、周辺住民の反対運動により移転先の選定が著しく困難な場合は、営業廃止の補償の対象となる。
- 3 自転車預り業、手荷物預り業等については、他の場所においても営業を継続すること自体は可能であるが、駅前等の特定の場所でのみ従前の営業が可能であると考えられ、同等な場所が同一地域内にない場合は、営業廃止の補償の対象となる。
- 4 特定の土地に密着した店名を「のれん」として営業を営んでいる場合において、ブランドとしての「店名」が有名となったことにより既に地縁的關係が希薄となっても、営業廃止の補償の対象となる。

問14 営業廃止の補償に関する下記の①から④の記述のうち、妥当なもの数は次の1から4のうちどれか。

- ① 建物、機械等の営業用固定資産の売却損については、用対連細則では、現在価格と現実に売却される価格との差額を補償し、現在価格の50%を標準とするとされている。
- ② 建物等の固定資産で買手を探すのが困難であるため解体せざるを得ない場合の売却損については、現在価格に解体・処分費を加えた額を補償する。
- ③ 耐用年数を相当に経過し老朽化して処分価格がないと認められる償却済の機械、器具、備品等の売却損については、現在価格を補償する。
- ④ 商品、仕掛品、原材料等の営業用流動資産の売却損については、用対連細則では、費用価格と現実の処分価格との差額を補償するものとし、費用価格(仕入費及び加工費等)の50%を標準とするとされているが、実情に応じて適宜加減して算定する必要がある。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ

問15 営業権等の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業権が独立して取引されるのは、当該営業権が資産より多くの超過利潤を生むことにあると考えられ、取引の事例がある場合においては、その補償は取引事例等を基準とした正常な取引価格によることとなる。
- 2 自然発生的な営業権等の評価については、営業権の取引市場が未成熟であること、格差判定の基準が確立されていないことなどから、不動産鑑定士等の専門家の意見を徴して判定することとなる。
- 3 正常な取引価格は、近傍又は同種の営業権等の取引価格を基準として、これらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地条件、収益性その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考慮して算定するものとされている。
- 4 営業権取引の事例がない場合は、企業収益を基礎として、過去2か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して得た額を資本還元して求めることとされている。

問16 営業規模縮小の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業規模縮小の補償は、土地等の取得等に伴い残地を合理的な移転先と認定したことによる資本・労働の過剰遊休化、営業継続のための最低規模の確保、経済的合理性等を十分検討した上で、従来の営業規模を縮小せざるを得なくなる等の特殊な事情がある場合に行う補償である。
- 2 通常営業の規模を縮小しなければならないときは、営業用建物を改造工法等により、その規模を縮小して残地に存置する場合又はその規模を縮小して構内移転をする場合とされている。
- 3 経営効率が低下することにより通常生ずる損失額は、1商品当たり販売費・単位生産物当たり生産費等の増加、企業者報酬の減少、従前の営業内容・規模縮小の程度等を勘案して、縮小部分に相当する従前の収益・所得相当額の1年分以内で適当と認める額とされている。
- 4 営業規模縮小の補償は、固定資産の売却損、解雇予告手当相当額その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生じる損失額及び経営効率低下により通常生じる損失額を補償するとされている。

問17 営業規模縮小の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業規模を縮小することにより経営効率が低下して一商品当たりの販売費又は単位生産物当たりの生産費は増加することになるが、資本及び労働の過剰遊休化に伴う損失を補償することにより、経営効率低下に伴う損失の相当部分は補償されたことになると考えられる。
- 2 営業規模の縮小部分については、一部営業が廃止されたとも考えられるので、その部分から得ている収益についても補償する必要があると考えられている。
- 3 経営効率低下による損失の補償については、店舗面積、敷地面積、駐車可能台数、生産施設等の有形的状況と売上高とが密接な関係にある業種については、縮小した有形的部分の全てについて補償されることとなる。
- 4 営業規模縮小の補償において、縮小後の予想売上高は、「縮小前の売上高×営業規模縮小率」により計算することになる。

問18 営業廃止の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 従前の営業を廃止することに伴い転業することが相当であると認められる場合において、現従業員を継続して雇用する必要があるときは、必要とされる期間の休業手当相当額を補償する。
- 2 転業が完了するまでの期間に対応する収益（所得）相当額の補償額は、「年間の認定収益（所得）額 × 転業に要する期間（原則2年以内、特例3年以内）」により算定する。
- 3 営業廃止に伴い従業員が解雇され、直ちに再就職することが困難な場合には、離職者補償を行う必要があり、その額は「賃金日額 × 補償日数」により算定する。
- 4 営業廃止に伴い従業員を解雇する場合に、労働基準法第20条の規定に基づき支払われる解雇予告手当相当額は、解雇される従業員の平均賃金の30日以上とされている。

問19 収益減の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 収益減の補償は、営業所の移転に伴い営業を休止している期間に得ることができたであろう収益相当額を補償するものであるが、休止期間中も、営業活動を継続できる部分がある場合は、そこから得られるであろう収益相当額を補償から控除する必要がある。
- 2 営業利益は、本来の営業活動により発生した売上高から一般管理費及び販売費を控除して求められたものであるから、収益額の認定は、この「営業利益」を基本に必要とされる費用収益を加算、減算して求める。
- 3 収益額の認定に当たっては、営業休止時期に最も近接した損益計算書により認定するのが妥当と考えられる。
- 4 営業外収益のうち収益に加算できるものに受取利息があるが、この収益は企業経営にとって一般的に必要となる収益のため、常に収益として加算する。

問20 得意先喪失の補償に関する下記の①から④の記述のうち、妥当なもの数は次の1から4のうちどれか。

- ① 得意先喪失の補償額は、「従前の1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率」により算定する。
- ② 得意先喪失の補償は、営業を一時休止し店舗等の場所を移転する場合には、必ず行う補償である。
- ③ 売上減少率の適用において、長期休業とは、営業休止期間が30日以上の場合である。
- ④ 限界利益率は、「(変動費 + 利益) ÷ 売上高」により算定する。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ

問21 固定的経費の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 不動産取得税は、不動産を取得した者に対して課税されるため、固定的経費として認定する。
- 2 従業員賞与及び役員賞与は、利益の配分的要素が強いものの社会的に慣習化されたものであり、企業会計上も経常経費として計上されることから、固定的経費として認定する。
- 3 毎年定期的に行われる健康診断に企業が一定額を必要経費として負担している場合は、固定的経費として認定する。
- 4 電気・ガス・水道の基本料金は、休業期間中も継続して支出が予想されるものであるため、常に固定的経費として認定する。

問22 従業員に対する休業手当相当額の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 平均賃金の認定に当たっては、直近3ヶ月間の賃金により算定する方法と収益額認定の過程で必要経費として損金経理した費用の中の直近3ヶ月の賃金により算定する方法があるが、原則、調査時点の直近3ヶ月間の賃金により算定する。
- 2 休業手当相当額は、休業期間に対応する平均賃金の8割を標準として、6割から10割の範囲内で適正に定めた額とする。
- 3 同一経営者に属する営業所が近隣にある場合は、そこで仕事に従事することができるため、従業員に対する休業手当相当額の補償は全く必要ない。
- 4 平均賃金は、労働基準法第12条に規定する平均賃金の考え方により求める。具体的には、通勤手当、皆勤手当、時間外手当等の諸手当を含み、税金、社会保険料等を控除する前の賃金の総額により計算する。

問23 商品等の減損の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業所の移転に伴って減損の問題が出るのは、主に、商品、製品、仕掛品、半製品及び貯蔵品である。
- 2 商品等に移転する際に生ずる破損、荷ずれ、荷痛み等による損失については、通常運賃の割増料を補償するが、併せて、保険料相当額を補償することにより対処している。
- 3 長期間の営業休止により生ずる商品等の減損については、倉庫・仮店舗等に保管する場合の損失と、商品等の性質上保管が不可能なもの又は保管することにより商品価値を失うものの損失に分けられる。
- 4 商品等の性質上保管することが不可能なもの又は保管することにより商品価値を失うものは売却することになるが、売却に伴う損失については、費用価格の50%を標準として補償する。

問24 移転広告費、開店祝費等の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 移転広告は不特定の顧客に対して行うものであり、それに対する補償額は、当該企業の業種、規模及び商圈の範囲により決定される。回数は通常、閉店時と開店時の2回であるが、これに開店予告1回を加えた3回とする場合もある。
- 2 移転通知は閉店時に1回行うが、通知枚数は得意先名簿や取引先名簿等の帳簿を調査することにより判定する。名簿の不備等により枚数が不明な場合は、年賀状や暑中見舞用はがきの購入枚数、聞き込み調査等によりその枚数を判定する。
- 3 パンフレットその他の用品等に店舗の所在地、電話番号、写真等が記載されているため、移転先で使用できないものは補償の対象となりうる。
- 4 開店祝費は、開店時に得意先や取引先を招待し祝賀するときに要する費用である。業種、業態等によって祝賀会の規模は異なるが、通常はホテルを借り上げて行うことを原則とする。

問25 仮営業所の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 銀行、郵便局等公益性が強い事業の場合は、営業休止の補償額と仮営業所による場合の補償額との経済比較を行うことなく、必ず仮営業所の補償をする。
- 2 仮営業所であるための収益減の補償は、あらかじめ減収する収益額を想定するのは困難であるため、精算払いにより補償を行う。
- 3 急施を要する工事等のため仮移転をさせる必要がある場合、営業休止による補償額相当額以下であるときは、仮営業所の設置による補償を行う。
- 4 仮営業所の設置のため、建物等を借家する場合の費用は、「仮営業期間中の賃借料相当額 ＋ 仮営業所の賃借に通常必要とする費用」により算定する。

問26 税込経理方式を採用している企業に対する営業補償と消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 収益減の補償を求めるに当たっては、税抜の損益計算書を作成しなければならない。
- 2 得意先喪失の補償を求めるに当たっては、税抜の損益計算書を作成しなければならない。
- 3 消費税等の還付を受けた場合は、仮払消費税等の額から仮受消費税等の額を差引いた金額を仮払金の入金とする。
- 4 固定的経費を認定するに当たっては、いったん税抜で認定した上で、必要に応じて消費税等相当額を加算する。

問27 下記の表は、小売業を営む企業の損益計算書の一部である。記載された数値を基に年間認定収益額を求めた場合、妥当なものは次の1から4のうちどれか。

(単位：円)

科目	決算書	摘要
①営業利益	7,000,000	
②雑収入	500,000	販売リベート
③借入金利子	200,000	短期借入分
④経常利益	7,300,000	
⑤認定収益額		

- 1 7,000,000円
- 2 7,500,000円
- 3 7,300,000円
- 4 6,800,000円

問28 得意先喪失の補償額を算定する際に、限界利益率を求めるには、製造原価、販売費、一般管理費等の費用を固定費と変動費に分解する必要がある。実務上は「費用分解基準一覧表」により行うこととなるが、この費用分解基準に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 サービス業の販売費・一般管理費のうち、広告宣伝費、地代・家賃、水道光熱費及び管理諸費は、すべて固定費である。
- 2 小売業の販売費、一般管理費のうち、販売員給与、水道光熱費、租税公課及び保険料は、すべて固定費である。
- 3 建設業の工事原価のうち、外注費、運搬費、補償費及び労務費は、すべて変動費である。
- 4 飲食業の販売費・一般管理費のうち、容器包装費、販売促進費、水道光熱費及び備品・消耗品費は、すべて変動費である。

《漁業権等補償の実務》

問29 漁業権等の消滅に係る補償対象者として、妥当でないものは次のうちどれか。

- 1 漁業権の免許を受けている者（漁業協同組合、漁業協同組合連合会等）
- 2 入漁権を取得している者（漁業協同組合又は漁業協同組合連合会）
- 3 許可漁業の権利を有する者
- 4 自由漁業を営む漁業協同組合員又は漁業生産組合員

問30 漁業補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 漁業における水面の利用形態は、海底に生息する貝類の漁獲、表層で行うのり養殖など立体的・重複的になることもあり、漁業法（昭和24年法律第267号）は、これらを調整して総合な利用と漁業生産力の向上を目的として各種の規定を設けている。
- 2 漁業権は取引が法律で禁止されていて市場価格が存在しないため、収益還元額を基礎として当該漁場の価値を算定するが、第5種共同漁業権の場合には、一般人の遊漁による漁獲数量も加えて算定する必要がある。
- 3 「漁業者」とは漁業を営む者をいい、自己の名をもって漁業を営業し、かつ、単にその営業に出資するのみでなく経営の意思決定を自ら行い、又はこれに参加する者をいう。また、「漁業従事者」とは漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう。
- 4 魚価は時価を基準とするが、同一の魚種でも地域、季節、漁法、販売形態等によって相当な幅があるので、流通経路の実態を把握した上で統計資料、組合台帳、市場資料等を参酌した魚種別の価格から、販売手数料を除いた額とする。

問31 沿岸域に建設される大型原子力発電所から放出される大量の温排水により、社会生活上受忍すべき範囲を超える漁業への損害等の発生が確実に予見される場合、補償額を算定する際に使用する制限期間年数として、妥当なものは次のうちどれか。

- 1 60年
- 2 30年
- 3 12.5年
- 4 10年

問32 消滅対象漁業の平年の経営内容が下記である場合、漁業権の消滅補償額として、妥当なものは次の1から4のうちどれか。

【経営内容】

- ・ 漁獲量 100トン（平均漁獲数量）
- ・ 魚 価 500円/kg（販売手数料控除後）
- ・ 経営費 2,000万円（自家労働費を除く）
- ・ 自家労働費 1,000万円

- 1 250,000,000円
- 2 375,000,000円
- 3 400,000,000円
- 4 750,000,000円

《鉱業権、租鉱権、採石権補償の実務》

問33 鉱業権及び租鉱権に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 租鉱権の存続期間は、登録の日から10年以内となっており、存続期間の満了に際し、5年以内の延長をすることができる。
- 2 鉱業権の設定、変更、消滅、移転等は、経済産業局に備えられている鉱業原簿に登録をするとともに、登記設定をしなければ、その効力は生じない。
- 3 令和5年に施行された鉱業法改正により、鉱業法上の対象鉱物としてタングステン鉱が追加されている。
- 4 鉱業とは、鉱業法で定める鉱物を採掘し土地から分離する業種をいい、副次的に土地から分離した鉱物の品位を高める作業は含まれない。

問34 採石権に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 採石権は、個人間の任意設定が原則だが、岩石の採取が適当な土地の所有者の承諾が得られないときは、都道府県知事に申請して採石権の強制設定ができる。
- 2 採石権は、自己所有の土地において岩石を採取することを内容とする権利である。
- 3 採石料については、採石権の大部分が土地の使用を伴っていることから、岩石代から土地使用料を除いたものとなる。
- 4 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、岩石採取計画を定め、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

問35 鉱業権の消滅に係る補償において、近傍同種の取引事例がない場合の補償額の算定式として、
 妥当なものは次のうちどれか。

- 1 探鉱中の鉱山又は未着手の鉱山であって、鉱量が不明であり、かつ、将来の収益が不確定のものにおける鉱業権の場合

【算定式】

$$a \times \frac{1}{s + \frac{r}{(1+r)^n - 1}} - E$$

a：鉱山が毎年実現しうる純収益

s：報酬利率

r：蓄積利率

n：可採年数

E：今後投下されるべき起業費の現在価額

- 2 開抗後予定収益を生ずるまでに期間のある場合における鉱業権の場合

【算定式】

$$a \times \frac{(1+r)^n - 1}{r + s \{(1+r)^{n+m} - 1\}} - E$$

m：補償時から予定収益を生ずるまでの期間

a、s、r、n及びE：選択肢1のとおり。

- 3 操業している鉱山の鉱業権の場合

【算定式】

$$\frac{1}{(1+r)^m} \times a \times \frac{1}{s + \frac{r}{(1+r)^n - 1}} - E$$

m：据置期間

a、s、r、n及びE：選択肢1のとおり。

- 4 未着手のまま据置期間のある場合の鉱山の鉱業権の場合

【算定式】

$$C_n(1+r)^n + C_{n-1}(1+r)^{n-1} + \cdots + C_1(1+r) + C_0$$

C_n：n年前に投下した費用

r：蓄積利率

問36 採石権の消滅又は制限に係る補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 採石権の制限の内容には、当該事業の施行中一定の期間を制限するもの、当該事業の施行前に制限するもの、当該事業の終了後の将来にわたって制限するものがある。
- 2 原石採取場の一部を用地取得する場合の採石権の評価は「採取場評価額 × (用地取得に伴う採取不可能原石量 ÷ 採取場の採取可能原石量)」により算定することが妥当と考えられている。
- 3 採石権の行使の制限に対する補償額は、採石権の消滅に係る補償の操業状況等の区分に従って算定した額に、権利の行使の制限に係る内容、期間を考慮して適正に定めた率を乗じて求める。
- 4 採石権が設定されている土地に対する補償額の算定にあたっては、採石権は地上権に関する規定が準用される権利であること、採石権の存在は土地所有権を大幅に制限することになることに留意し、採石権の存在による減額を行うものとされている。

《農業、立毛、養殖物等の補償の実務》

問37 農業休止補償に関する次の記述うち、妥当でないものはどれか。

- 1 休止期間中の固定的な経費等の補償の対象には、公租公課、施設の減価償却費、施設の維持管理費のほか、動物の減価償却費も含まれる。
- 2 代替農地の取得が可能な地域の場合、従前の農業経営面積の全部または大部分が取得されても、農業廃止補償ではなく、農業休止補償が適用される。
- 3 農業休止補償の従前の所得相当額（法人の場合は収益相当額）は、農業粗収入から農業経営費を控除した額であり、このうちの農業経営費には、借入資本利子は含まれるが、自家資本利子見積額は含まれない。
- 4 農業休止補償の従前の所得相当額（法人の場合は収益相当額）は、農業粗収入から農業経営費を控除した額であり、このうちの農業粗収入は前年の収穫量に、補償時点の農産物価格を乗じて求める。

問38 農業廃止補償及び農業補償の特例に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 農業廃止補償において、転業に必要な期間中に従前の所得相当額（法人経営の場合は収益相当額）を補償する場合、その期間は農業廃止時点から転業開始の時点までである。
- 2 農業廃止補償の農業用固定資産の売却損において対象となる動物は、哺乳類の牛馬・豚等、鳥類の鶏・アヒル等のほか、昆虫類の蜜蜂等も含まれる。
- 3 農業補償の特例の補償額は、「 $H + (X - Y)$ 」で算定され、このうち、 H は農業補償額、 X は土地の正常な取引価格に取得面積を乗じて得た額、 Y は収益還元法により算定した農地価格に取得面積を乗じて得た額である。
- 4 農業補償の特例は、土地の正常な取引価格に農業補償に相当するものが含まれる場合にこれを控除するものであり、この特例が適用されるのは土地の取得の場合であり、使用する場合は適用されない。

問39 養殖物補償に関する次の記述うち、妥当なものはどれか。

- 1 養殖物補償で移植することが相当である場合は、立木の移植補償と同様に「移植に要する費用」を補償するが、立木の移植補償で行われる「移植に伴う減収予想額」は補償の対象とならない。
- 2 養殖物を営む者には、漁業権に基づき養殖を行う者と、公有水面以外の水面で養殖を行う者がある。
- 3 養殖物の補償は移植が原則であるため、「移植が妥当と認めた場合の移植補償額」が「移植不能として算定される補償額」を超えたとしても、移植補償額全額が補償される。
- 4 養殖物の移植が不可能又は困難な場合は、特産物補償と同様に、永久補償の考えに基づき、当該養殖物の平年の純収益を年利率8%で資本還元した額を補償する。

問40 立毛補償及び特産物補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 立毛補償は、作付けされた農作物の収穫前に土地が取得又は使用されることによる損失に対する補償であるが、作付けされていない土地であっても、既に作付けするための費用が投下されていれば、その費用が補償される。
- 2 作付けされた農作物の立毛補償は、当該農作物の粗収入見込額から農業経営費を控除した額を補償するが、この控除する農業経営費は粗収入見込額の30%で算定する。
- 3 特産物補償の対象となるのは、マツタケ、シイタケ等特定の者の支配管理に属する地域的な産物であり、野生のわらび、ぜんまい等地域住民が一般的に採取できる産物は対象とならない。
- 4 移植することが不可能な場合の特産物の補償は、当該特産物の平年の純収益を資本還元して算定するが、平年の純収益は3か年間の平均収穫額から年間総経営費を控除した額であり、資本還元する年利率は8%である。